ISSN 0919-1070
No.116=2008年10月号

●いんふぉめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◇国連・子どもの権利委員会速報
英国の第3回・第4回報告書審査、行なわれる
平野裕二（代表委員） 1

◇子どもの人権連第23回総会とシンポジウムを開催
子どもの人権連事務局 6

★DOCUMENT（No93）子どもの人権と教育関係の報道と記録から 20

◇映画紹介「いのちの作法」 32

◇子どもの権利条約バッジの案内 32

◇子どもの権利条約フォーラム2008in みえの案内 33

◆ *活動の基調* ◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

国連・子どもの権利委員会速報
英国の第３回・第４回報告書審査、行なわれる

平野裕二（代表委員）

国連・子どもの権利委員会（以下「委員会」）は、2008 年９月 23 日から 24 日（第 49 会期）にかけて英国の第３回･第４回報告書を審査し、10 月３日、審査を踏まえた総括所見（文末資料参照）を採択・公表した。

武力紛争選択議定書の審査も

英国の報告書審査はこれが３回目である。第１回審査は第８会期（1995 年､本誌 40 号〔1995 年 10 月号〕参照〕に、第２回審査はそれから７年後の第 31 会期（2002 年）に行なわれた。ただしこの間、第 13 会期（1996 年）には英領香港（当時）の審査（本誌 53 号〔1997 年 12 月号〕参照）が、第 25 会期（2000 年）には英領マン島その他の海外領の審査（本誌 83 号〔2002 年 12 月号〕参照）が行なわれている。

第３回報告書の提出期限は 2004 年１月だったが、第２回審査が行なわれた 2002 年９月から１年半も経過しない時期であることから、委員会は、第３回・第４回報告書を統合し、後者の提出期限（2009 年１月）の１年半前である 2007 年７月を提出期限に指定した（あわせて、海外領についての情報もこの統合報告書に含めるよう求めた)。これが今回審査された報告書である。

なお、英国は「武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書」も批准しており、今回は同選択議定書に関する第１回報告書の審査もあわせて行なわれた。そのため、通常は１日（２会合＝６時間）で終了する審査に１日半（３会合＝９時間）が割り当てられている。

武力紛争選択議定書に関する第１回報告書の場合、政府代表団を招いての本審査は、現に紛争状態にあるなど武力紛争の影響が生じている国についてしか行なわないのが、委員会の基本的な方針である。それ以外の国については非公開の技術的審査（書面審査）で済ませることになっている。

しかし今回は、たまたま定期報告書を審査する機会があったこと、また英国は国連平和維持活動等で自国の兵士を海外に多数派遣していることなどから、本審査を行なうことにしたものであろう。選択議定書に関する審査には、計９時間のうち最後の１時間半が割り当てられた。具体的問題を指摘するというよりも、もっぱら理論的・技術的争点に焦点が当てられる傾向が強かったことから、本稿では選択議定書に関する審査はとくに報告しない。

なお、日本政府も、条約本体に関する第３回報告書と同時に２つの選択議定書に関する第１回報告書を提出していることから、最低でも１日半（９時間）の審査時間が用意されることになると思われる。すでに 2010 年１月（第 53 会期）までは審査スケジュールが埋まっているため、日本の報告書審査は 2010 年５～６月（第 54 会期）以降になる見込みである。

条約実施に対する比較的積極的な姿勢

今回の審査に、英国政府は計 32 名の代表団で臨んだ。その多数を占めたのは、ゴードン・ブラウン首相が 2007 年６月 28 日に新設した３つの省のひとつ、「子ども・学校・家族省」（DCSF）の各部局の関係者である。Group と呼ばれる関係部署の Director（部長）が名を連ね、代表団主席は子ども・家族局のトム・ジェフリー局長が務めたことから、比較的ハイレベルな構成だったのではないかと思われる。また、英国はイングランド、ウェールズ、スコットランドおよび北アイルランドの連合王国であることから、それぞれの地域政府からも主要関連省庁の代表が参加した。市民社会の関心もきわめて高く、子ども・若者を含む 50 ～ 60 名ほどの NGO 関係者で傍聴席はいっぱいになった。

第１回審査（1995 年）時は自国の政策を弁護する傾向が強く、委員会に対して不遜とも思える態度も垣間見せた英国政府だが、1997 年に政権交代が起きて労働党政権となったこともあってか、第２回審査時（2002 年）は比較的開かれた姿勢で審査に臨んでいた印象がある。委員会の勧告についても、分野によっては断固として自国の方針を弁護するものの（後述）、全体としては誠実に検討し、取り組みを進めてきた（以下、〔　〕内の数字は今回の総括所見のパラグラフ番号）。

今回、委員会がまず歓迎の意を表したのは、英国が批准時に付した留保の撤回である〔４(a)〕。すでに第２回審査時に 32 条（児童労働・経済的搾取）および 37 条（d）（自由剥奪の合法性を争う権利）についての留保は撤回されていたが、今回、新たに 22 条（難民の子ども）および 37 条(c)（自由剥奪時の成人からの分離）に関する留保も撤回する方針が表明された。

４つの地域すべてで子どもオンブズパーソンが設置されたことも注目に値しよう。北アイルランド子ども・若者コミッショナー（2003 年）、スコットランド子ども・若者コミッショナー（2004 年）、イングランド子どもコミッショナー（2005 年）、ウェールズ子どもコミッショナー（2006 年）である。独立性や権限の点で若干の懸念は表明されたものの〔16 － 17〕、委員会もこれらの機関が子どもの権利の促進・保護のために進めてきた取り組みは評価している。

イングランドで 2007 年に採択された「子どもプラン：より明るい未来を築く」も、条約を踏まえつつ子ども施策を進めていこうという政府の姿勢の表れと見ることができよう。０～ 19 歳の子ども・若者を対象とするこの 10 年戦略は、(a) 子ども・若者のウェルビーイングと健康の確保、(b) 弱い立場に置かれた子ども・若者の保護、(c) 教育成果の向上、(d) 若者参加の確保などを目的とし、とくに教育・保健・貧困の分野では具体的な数値目標を掲げたものである。

条約の実施そのものを目的とした計画ではないが、条約の関連条項と計画との関連を示した資料も巻末に掲載されており、条約を相当程度意識していることがわかる。ただし委員会は、このような計画を歓迎しつつも、「締約国全域で条約を実施するための、子どもの権利アプローチにもとづいた包括的行動計画」を採択するよう勧告した〔15〕。

体罰や少年司法については譲らない英国政府

他方、第１回審査のときから一貫して取り上げられてきた体罰の問題については、英国政府の姿勢は依然として頑なである。委員会は、親・保護者による「合理的懲戒」を認めた規定を削除して子どもの体罰を全面禁止するようあらた

めて求めたが、政府代表は、親の 68％がそのような法改正に反対していること、体罰は減少してきていることなどを挙げ、「体罰（smacking）を違法化する計画はない。……体罰を違法化しないことが条約違反であるとの指摘は受け入れられない」と明言した。

委員会は、「締約国が家庭におけるあらゆる体罰を明示的に禁止しないことを懸念するとともに、子どもの体罰の事件においていずれかの抗弁が存在することは、一定の形態の体罰は受け入れられることを示唆するので条約の原則および規定に一致しないという、委員会の見解を強調する」〔40〕として、子どもの体罰の全面禁止を三たび勧告している〔42〕。

また、米国と同様に少年犯罪に対する厳罰志向が強い英国の審査では、少年司法分野にも焦点が当てられてきた。今回も同様で、刑事責任年齢が低いこと（スコットランドでは８歳、その他の地域では 10 歳）をはじめとするさまざまな問題が指摘されている〔77 － 78〕。

刑事責任年齢の引き上げについても、英国政府代表は、「子どもの理解力を踏まえて設定したものであり、現在、引き上げの計画はない」と明言した。処罰ではなく予防・介入・支援を重視しているとしつつ、「10 歳から刑事責任を認めることによって早期介入が可能になり、また個人的責任感を育むことも可能になる」という主張は、少年法改正に関する日本政府の主張とそっくりである。リー委員長（韓国）は、「政府代表が挙げた〔現状維持の〕理由は、国際的にはいずれも年齢引き上げを正当化する理由だ」と切り返した。

今回の審査でとくに議論になった争点のひとつは、1999 年に導入された「反社会的行動禁止命令」（ASBO：Anti-Social Behaviour Order）である。迷惑行為等を規制するための民事命令だが、違反は刑罰の対象となる。委員会は、この制度について次の３点の懸念を表明した〔79〕。

・「このような命令を容易に言い渡せること、禁止される行動の範囲が幅広いこと、および、命令違反が刑事上の犯罪であって〔拘禁等の〕重大な結果につながる可能性があること」
・「ASBO が、子どもの最善の利益にかなう措置であるどころか、実際には子どもが刑事司法制度の対象となることを助長するおそれがあること」
・「命令の対象となる子どものほとんどは不利な立場に置かれた階層の出身者であること」

このような懸念を踏まえ、委員会は、「子どもへの ASBO の適用を廃止する方向で、同制度に関する第三者的再検討を実施する」ことを勧告している〔80〕。

ASBO は、子どもの移動の自由や平和的集会の自由の観点からも問題にされた〔34 － 35〕。これとの関連では、同時に、いわゆる「モスキート音発生装置」（一定の年齢以上の者には聞こえない周波数で不快な音を流し、若者を撃退しようとするもの）の使用も問題にされている。委員会は、移動の自由や平和的集会の自由に対する権利を享受することは「子どもの発達にとって必要不可欠」であり、「条約第 15 条に掲げられた、非常に限られた制約のみを課すことができる」として、このような対応を再検討するよう勧告した〔35〕。

こうした問題との関連で興味深いのは、差別の禁止の項目で、ロマやトラベラーの子ども、移住者・庇護希望者・難民である子ども、LBGT（レズビアン、バイセクシュアル、ゲイおよびトランスジェンダー）の子どもといったいわゆるマイノリティの子どもに対する差別だけではなく、「子ども、とくに思春期の子ども

に対する全般的な不寛容の雰囲気および公衆の否定的態度」についても取り上げられていることである〔24〕。

委員会は、このような傾向が「しばしば子どもの権利のさらなる侵害の根底的原因になっている可能性があること」について懸念を表明し〔24〕、「メディアを含む社会における、子ども（とくに思春期の子ども）に対する不寛容および不適切な性格づけに対応するために緊急の措置をとる」ことを勧告した〔25（a)〕。ASBO との関連でも、命令の対象とされた子どもがメディアで否定的に取り上げられ、公に「名指しして辱める」(naming and shaming) ことの被害を受けないようにすることが勧告されている〔36 (b)・37（b)〕。

教育について日本とも共通する数多くの指摘

教育の分野では、専門家であるクラップマン委員（ドイツ）が、日本の現状にも通じる多くの問題点を指摘した。▼教育内容が功利主義的になってきていること、▼過剰なテスト等のために学校の雰囲気が悪くなってきていること、▼いじめが依然として広く行なわれていること、▼社会的に不利な立場に置かれている子どもを対象として停学・退学処分が多用されている疑いがあること、▼不登校児の教育が十分に保障されていないおそれがあること、▼社会的背景によって成績格差が発生していること、▼学校における子ども参加について子どもたちが不満を持っていること、などである。

これらの問題点については多くが総括所見でも取り上げられ〔66〕、以下のような勧告が行なわれた〔67〕。

(a)「子どもの社会的背景が学校の成績に及ぼす影響を減少させるための努力を継続および強化すること」。

(b) 真にインクルーシブな教育に対する権利を確保することを目的とした、追加的資源配分。

(c)「学校に通っていないすべての子どもが良質な代替的教育を受けることを確保すること」。

(d) 懲戒手段としての停学・退学の使用を抑制すること。「学校と紛争を抱えた子どもを援助するため、ソーシャルワーカーおよび教育心理学者を配置すること」。

(e) 親のケアを受けていない子どもにしかるべき代理人を任命すること。

(f)「人権、平和および寛容に関する教育によるものも含め、学校におけるいじめおよび暴力に対処するための努力を強化すること」。

(g)「学校、教室および学習に関わる問題であって自己に影響を及ぼすあらゆるものについての子ども参加を強化すること」。

(h) 停学・退学や特別ニーズ教育に関する異議申立て権の保障。

(i) 北アイルランドにおける宗教的隔離教育への対応。

(j) 北アイルランドで 11 歳時に実施されている進学試験を廃止し、すべての子どもが中等教育学校への入学を認められるようにすること。

また、先進国に対する総括所見では珍しく「余暇および遊びに対する権利」についての項目も設けられ、遊び場の整備をはじめとして、これらの権利を保障するための努力を強化することも勧告されている〔68 － 69〕。

かつての委員会は、教育問題についての専門家がいなかったり、時間配分についての配慮が足りなかったりして、教育問題については必ず

しも十分な審査を行なわない傾向があった。しかし英国の審査を見るかぎり、時間配分やそれぞれの役割分担について相当に意識的になり、重要な問題をバランスのとれた形で取り上げるようになってきたと思われる。これは大きな改善点である。

NGO としても委員会のこのような努力に応え、委員会が適切な審査戦略を立てられるような形で情報を提供していく必要があろう。そうすれば、わずか６時間強の審査時間しか確保できなくとも、十分に効果的な審査が行なわれる可能性は高い。

【資料】英国の第３回・第４回報告書審査を踏まえた委員会の主要な懸念分野および勧告

(CRC/C/GBR/CO/4〔未編集版〕による)

１．実施に関する一般的措置

＊　委員会の前回の勧告〔６－７〕
＊　留保・解釈宣言〔８－９〕
＊　立法〔10 － 11〕
＊　調整〔12 － 13〕
＊　国家的行動計画〔14 － 15〕
＊　独立の監視〔16 － 17〕
＊　資源配分〔18 － 19〕
＊　普及・研修・意識啓発〔20 － 21〕
＊　市民社会との協力〔22 － 23〕

２．一般原則

＊　差別の禁止〔24 － 25〕
＊　子どもの最善の利益〔26 － 27〕
＊　生命・生存・発達に対する権利〔28 － 31〕
＊　子どもの意見の尊重〔32 － 33〕

４．市民的権利および自由（注・章番号は原文ママ、以下同）

＊　平和的集会の自由〔34 － 35〕
＊　プライバシーの保護〔36 － 37〕
＊　残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは処罰〔38 － 39〕
＊　体罰〔40 － 42〕
＊　子どもに対する暴力に関する国連研究のフォローアップ〔43〕

５．家族環境および代替的養護

＊　代替的養護〔44 － 45〕
＊　養子縁組〔46 － 49〕
＊　暴力・虐待およびネグレクト〔50 － 51〕

６．基礎保健および福祉

＊　障害のある子ども〔52 － 53〕
＊　健康および保健サービス〔54 － 55〕
＊　精神保健〔56 － 57〕
＊　母乳育児〔58 － 59〕
＊　思春期の健康〔60 － 63〕
＊　生活水準〔64 － 65〕

７．教育、余暇および文化的活動

＊　教育（職業訓練・指導を含む）〔66 － 67〕
＊　余暇および遊びに対する権利〔68 － 69〕

８．特別な保護措置

＊　庇護希望者および移住者である子ども〔70 － 71〕
＊　武力紛争における子ども〔72〕
＊　性的搾取・虐待〔73 － 74〕
＊　人身売買・取引および誘拐〔75 － 76〕
＊　少年司法の運営〔77 － 80〕

９．国際人権文書の批准〔81〕

10．フォローアップと普及〔82 － 83〕

11．次回の報告書〔84 － 85〕

子どもの人権連第 23 回総会とシンポジウムを開催

子どもの人権連事務局

9 月 12 日（金）15：30 から東京日本教育会館で総会を開催し、引き続きシンポジウムを開いた。当日は、全国から約 70 人の会員が集まり 20：00 すぎまで熱心に交流を深めた。

第 23 回総会で、活動方針などを決定

冒頭、池田啓子事務局員を議長に選出し、石井小夜子代表委員から、「政府は子どもの権利条約をいつまで無視し続けるのだろうか。今日は、総会参加者の皆さんと一緒に考えたい」との開会挨拶を受けた。

そのあと、松島裕子事務局長から、「2007 年度活動報告と決算報告」、丹野監査委員から「2007 年度監査報告」を受け、その後、「2008 年度活動方針案と予算案」の提案を受け、全員の拍手で決定された。あわせて、「2008 年度役員・事務局員」も選出された。

来年が子どもの権利条約国連採択 20 周年ということもあり、子どもたちの未来のために、身近なところから、できることからとりくんでいくことを確認して総会を終えた。

シンポジウムで交流、学習を深める

総会に引き続いて、「第３回日本政府報告」をめぐって、シンポジウムを開催した。森田明美さん（子どもの人権連代表委員・東洋大学教授）を進行に、荒牧重人さん（山梨学院大学教授）、平野裕二さん（子どもの人権連代表委員・ARC 代表）の両名をシンポジストに開催した。

シンポジウムの開会に当たって、森田さんは「権利条約がなかなか定着していないという現実がある。本日は、国連子どもの権利委員会への日本政府報告をどう読み解けばいいのか理解を深めたい。また、NGO リポートづくりもこれから始まる。お二方の報告と今日の論議を、参加の皆さんとともに、学校や地域に広めていきたい」と挨拶した。

1．最初に、荒牧さんから、**「子どもの権利条約に関する報告制度と日本の子ども」（後掲参照）**をめぐる報告を受けた。

①子どもの、低い「自己肯定感」が広がっている中で、子どもの権利条約の持つ今日的意義は大きい。②ユニセフが「子どもにやさしいまちづくり」を提唱している。必要とされている「９つの要素」（後掲資料参照）とまちづくりの基盤づくり「４つの原則」をもとに、子どもの権利条約を「風化」させないために危機感を持ってとりくんで生きたい。

そして、①②などの子どもの権利条約をめぐ

る状況を踏まえて、子どもの権利条約に基づく「各締約国の報告制度」や権利委員会の「審査や総括所見」等のしくみについてわかりやすく説明を受けた。また、「第３回日本政府報告書」の権利委員会での審査についても現段階で予想される日程が報告された。

最後に、権利委員会の所見は「法的効力はない」としている日本政府に対して、第１回、第２回の総括所見について、日本政府がいかに義務を果たしていないかについて確認することが求められている。同時に、われわれとしては「どこまで前進しているのか」を確認することも大事なことである、と強調され報告を終えた。

２．次に、平野さんから**「児童の権利に関する条約・第３回政府報告の問題点と課題」（後掲参照）**をめぐって、報告を受けた。

平野さんからは、最初に権利委員会の報告・審査制度の意味について紹介された。

権利委員会は、1996 年のガイドラインで、政府の報告書についても政府内だけで密室的に作るのではなく、国民「公開の吟味」を奨励している。また、2005 年のガイドラインの中では、政府報告は実際の実施状況に関する記述を含めバランスをとらなければならないこともうたわれてきた。しかし、今回の第３回政府報告書はこれらを十分に満たしたものとはなっていない、ことが強調された。

次に第３回政府報告書について、以下のような特徴と問題点が指摘された。（なお、以下については、**「いんふぉめーしょん第 114 号の「速報」を参照**してください」

①委員会の勧告に誠実に応答しようとしていない

委員会から指摘された「教育制度の過度に競争的な性質」についても、これを意識した記述は見られるものの、「15 歳人口が減少してきており、高等学校入学者選抜における過度の受験競争は緩和されつつある」などと、いっさいのデータを示すことなく、またいわゆる「お受験」や塾通い等についても触れることなく、述べるに留まっている。

学習指導要領の見直しにともなって教育内容の充実・増加が見込まれていることについても、「これらは子どもたちが社会において十分にその個性や能力を伸ばすために必要不可欠の基礎を培うものであって、競争的な性格により悪影響が生じるとの指摘は当たらない」と、具体的根拠を示すことなく述べるのみである。

②「権利基盤（型）アプローチ」が一顧だにされていない

とりわけ、第２回総括所見で最大の特徴であった「権利基盤（型）アプローチ」について一顧だにされていないのは大きな問題である。権利の視点を欠いた、それどころか、子どもの権利保障に逆行する多くの立法・政策措置が、そのことの自覚さえなく、堂々と報告されている。

③重要なデータが欠落しており、子どもたちの実態や施策の効果が見えない

第３回報告書では、「第２回政府報告書パラグラフ○○参照」で済ませている箇所が非常に多い。前回の報告から変更がない法律・制度の説明であればそれでもよいが、データの報告や実態の評価が求められている箇所までもこのような対応で済ませるのは、報告制度をないがしろにするものである。

とくに教育分野では重要なデータを省略する傾向が著しく、意図的な実態隠しを図っているとしか思えない記述になっている。たとえば不登校については「依然として相当数に上って」いるとしながらも、具体的データはまったく挙

げられていない。高校中退、いじめ、体罰についても同様である。

④条約に関する基本的理解が十分ではない

委員会が採択してきた一般的意見をまったく参照していないこともあって、条約についての基本的理解が誤っている箇所が少なからず見られる。

とりわけ、差別の禁止、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重といった条約の一般原則については、このような傾向がとくに顕著である。

⑤自治体の取り組みを活かそうという視点がない

⑥市民社会と誠実に対話・協力しようという姿勢がない

市民・NGO との意見交換の機会は持たれなかったが、「市民・NGO からの意見を十分に踏まえつつ作成した」などと報告されている。これは虚偽の報告と言われてもしかたがないものである。

以上のように、平野さんからは、第３回政府報告書は、これまでの２回の報告書からほとんど進歩していない内容となっており、第３回審査に向けても効果的な情報提供を行なえるよう努力していきたい旨の報告を受けた。

シンポジウムではこれらの報告を受けて、参加者から「子どもの権利バッシング」について海外の状況については？等々の質問も受け交流を深めた。

最後に、進行の森田さんから、「子どもが育ちにくい状況がある。直接的支援が求められている。皆さんも現場に戻られて、子どもの権利条約を手がかりに実践にとりくんでほしいし、NGO リポートを、胸を張って出せるような内容に作り上げ、ジュネーブへ行きたい」との決意も含め、参加者全員で確認してシンポジウムを終えた。

レジュメ①　子どもの権利条約の報告制度と日本の子ども

荒牧重人（山梨学院大学）

＜資料＞①～③後掲参照

1　子どもの権利条約の今日的意義と条約批准 14 年

・低い子どもの自己肯定感・自尊感情に対して

←子どもの権利バッシング、人権バッシングのなかで

←子どもの権利意識・認識の向上

・子育てに焦点を当てた子ども施策の展開のなかで

←子ども支援の基本・バックボーン

子どもの相談・救済、居場所づくり、子どもの参加等の取り組み

・全面改定された教育基本法のもとでの「教育改悪」の進行

←理念・法規範・実践での対抗軸

・家庭･学校･地域等への「介入」「締め付け」「管理」の進行

子ども・保護者・教職員等の当事者を信頼しない教育政策の展開

←子どもとともにすすめる学校改革、「子どもにやさしいまちづくり」の基盤

＊条約批准 14 年、条約をめぐる状況は「悪化」「後退」している？

－日本ではどこまで実施できているのか、実施できないのはなぜか、どうすれば実施できるようになるのか？

→その検証を条約の報告制度のなかですすめていく必要

2　条約に基づく報告制度と締約国報告書

・条約により、条約実施の国際的検証機関としての国連・子どもの権利委員会の設置

－締約国会議で選出された専門家からなる、独立した第三者機関

・締約国の定期的報告制度：

締約国報告書→委員会での審査：総括所見→国内での実施→締約国報告書というサイクル（５年に１回）

～条約の解釈・運用についての国際社会の水準に基づく検証システム

～公開、対話的手法

～ホリスティック（包括的な）アプローチ、子どもの権利基盤アプローチ

～ユニセフ等国際機関、パートナーとしての NGO の位置づけと関わり

↓

・国際レベルと国内レベルでの条約実施状況の検証を連携させる機会

－委員会と当該国による国際人権の解釈・運用と国内実施の相互補完作業

・条約の実施にむけて政府内、政府と自治体、政府と NGO との建設的対話の促進

－条約の解釈・運用における国際人権基準の共有と国内法化のプロセス

・総括所見は判決のような法的拘束力はないが、条約実施にむけて国が取り組むべき優先課題を提示

＊現実には、報告制度が十分に機能していない。

－政府の報告制度の位置づけと活用の問題

－ NGO による報告制度の理解と活用の不十分さ

－市民社会の関心の低さ等

3　第３回日本政府報告書の提出

・第１回　1996 年５月報告書提出　98 年５月 27・28 日に報告審査　６月５日総括所見

・第２回　2001 年 11 月報告書提出　04 年１月 28 日に報告審査　１月 30 日総括所見

・第３回　2008 年４月報告書提出（提出期限：06 年５月 21 日）

「武力紛争における児童の関与に関する選択議定書」（期限：06 年９月２日）

「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」（07 年２月 24 日）に関する第１回日本政府報告書も提出

＊今後の主な日程（早い場合の予測）

・９年３月末：NGO レポート日本語版作成

・９年６月末：NGO レポート英語版を子どもの権利委員会へ提出

・９年９月～ 10 月の会期　会期前作業部会（NGO プレゼン）

・10 年１月の会期　日本報告審査（６時間）

4　第３回政府報告書を検討する視点

＊第１回・第２回の総括所見をどこまで実施しているか？

＊国連・子どもの権利委員会の審査に対応できているか？

－条約の報告制度にかかわる「義務」を

果たしているか否か
～法や制度の説明のみならず、実態についても報告
～各分野で報告すべきデータの詳細な提示
～委員会が採択してきた「一般的意見」をふまえた報告

↓

・条約の趣旨や規定を理解しているか？
・子どもの権利状況、取り組み等の実態や課題を示しているか？

＊ NGO との対話を反映しているか？

おわりにかえて

～市民（NGO）は市民（NGO）レベルで、報告制度の下で条約の実施状況を検証することが必要であり、そのことが試されている。
～子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議による NGO レポートづくりに参加を！
～子どもの権利条約の国連採択 20 周年の 2009 年を、条約の実施と普及のエポックになる年にしよう！

レジュメ②　国連・子どもの権利委員会への日本政府第３回報告の分析と今後の課題～権利基盤アプローチを中心に～

平野裕二（子どもの人権連代表委員）
http://homepage2.nifty.com/childrights/

１．国連・子どもの権利委員会による報告審査

(1) 報告審査の位置づけ

＊定期報告書ガイドライン（1996 年）：自己批判的検証と各レベルでの建設的対話

「３．委員会は、委員会に提出する報告書を作成する過程が、法律および政策と条約とを調和させるために、かつ、条約に掲げられた権利の享受についてもたらされた進展を監視するためにとられた種々の措置を包括的に振り返る重要な機会を提供すると信ずる。その過程は、民衆の参加および政府の政策に対する公開の吟味を奨励しかつ促進するようなものであるべきである。

４．委員会は、この報告書の過程が、条約に掲げられた権利の遵守を尊重しかつ確保するという締約国の責務を継続的に再確認していくことにつながり、かつ、委員会と締約国との有意義な対話を確立するうえで不可欠な手段として役立つものと考える。」

＊定期報告書改訂ガイドライン（2005 年）

－　法的状況と実態に関するバランスのとれた報告の必要性を強調

「４．定期報告書は、委員会に対し、締約国における条約の実施および子どもたちによる人権の享受について締約国と建設的対話を行なうための基盤を提供するものであるべきである。したがって、報告書においては、公式な法的状況に関する記述と実際の状況に関する記述との間でバランスがとられなければならない。……」

－　各分野で報告すべきデータを「付属文書」で詳細に提示

－　委員会が採択してきた「一般的意見」を踏まえた報告を要請

(2) 国連・子どもの権利委員会と日本

＊第１回審査（1998 年５月）⇒　22 項目の勧告

＊第２回審査（2004 年１月）⇒　27 項目の勧告

〔第２回総括所見の主な特徴〕

(a) 全体として「権利基盤アプローチ」の必要性が強調されていること

(b) 総合的対応の必要性が多くの課題について指摘されていること

(c) 施策の評価の必要性が指摘されていること

(d) 全体として前回の勧告よりも具体的になっていること

(e) 子どもをはじめ、さまざまな主体との協議・協力の必要性が強調されていること

(f) 自治体の前向きなとりくみが歓迎・奨励されていること

(g) 意識啓発や教育・研修が重視されていること

(h) 事後的対応のみならず予防のためのとりくみが重視されていること

(i) いくつかの分野で子どもの自己決定的権利が強調されていること

＊第３回政府報告書　⇒　2008 年４月 22 日提出（提出期限：2006 年５月 21 日）

－　あわせて、「武力紛争における児童の関与に関する選択議定書」（提出期限：2006 年９月２日）と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」（期限：2007 年２月 24 日）に関する第１回日本政府報告も提出

２．第３回日本政府報告書の分析と今後の課題

(1) 第３回日本政府報告書の問題点

(a) 委員会の勧告に誠実に応答しようとしていない

⇒　第２回総括所見に関連する記述は、(i) これまでの総括所見に単に形式的に触れるか、(ii) 委員会による勧告の内容を理解していないか、(iii) 審査の過程で表明された委員会の見解に明確に反論せず、従来の主張を繰り返すかのいずれかに留まる。

(b) 「権利基盤アプローチ」が一顧だにされていない

⇒　逆に、権利の視点を欠いた、それどころか子どもの権利保障に逆行する多くの立法・政策措置が、そのことの自覚さえなく、堂々と報告されている（少子化対策基本法、教育基本法・少年法改正、青少年育成施策大綱、教育再生会議など）。犯罪被害・児童虐待・「有害」情報からの保護について不必要なほど詳しく報告するなど、依然として「保護」偏重の内容となっている。

(c) 重要なデータが欠落しており、子どもたちの実態や施策の効果が見えない

⇒　とくに教育分野では重要なデータを省略する傾向が著しく、意図的な実態隠しを図っているとしか思えない（不登校〔408〕、高校中退〔409〕、いじめ〔410 － 412〕、自殺〔183 － 185〕、体罰〔260 － 261〕など）。また、「第２回政府報告書パラグラフ○○参照」で済ませている箇所が非常に多く、里親・施設措置などに関わる 20 条（家庭環境を奪われた子ども）全体について、「第２回政府報告パラグラフ 191 を参照」で済ませている例すらある。

(d) 条約に関する基本的理解が十分ではない

⇒　とりわけ、差別の禁止、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重といった条約の一般原則については不十分な理解が目立つ。子どもの意見の尊重の原則（12 条）

について、「なお、学校においては、校則の制定、カリキュラムの編成等は、児童個人に関する事項とは言えず、第 12 条 1 項でいう意見を表明する権利の対象となる事項ではない」〔205〕と述べているのはその象徴である。

(e) 自治体の取り組みを活かそうという視点がない

⇒ 「条約を踏まえた取組が地方自治体レベルにも広がりつつあり、条約に示された児童の意見表明の権利や社会参加、権利救済等を盛り込んだ条例の制定や児童のためのオンブズマンの設置を行う自治体が現れてきている」（概要）ことが認められ、子どもの権利条例策定に関する取り組みも報告されているが、単なる紹介に留まる。

(f) 市民社会と誠実に対話・協力しようという姿勢がない

⇒ 市民・NGO との「意見交換」の機会は都合 4 回持たれたが、これまで報告審査に関わってきた市民・NGO から出された要望・提案はほとんど反映されていない。また、条約の実施状況について子どもたちの声を聴く試みもまったくなかった。

(2)「権利基盤アプローチ」の実践

＊委員会による関連の勧告（第 2 回総括所見）

－ 立法関連

「11. 委員会は、締約国が立法の包括的見直しを行なうとともに、条約の原則および規定ならびにそこに掲げられた権利基盤型アプローチとの全面的一致を確保するためにあらゆる必要な措置をとるよう勧告する」

－ 政策関連

「13. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

(a) 青少年育成施策大綱において権利基盤型アプローチがとられ、条約のすべての領域が対象とされ、かつ「子どもにふさわしい世界」と題する 2002 年国連子ども特別総会の成果文書のコミットメントが考慮されることを確保するため、市民社会および若者団体と連携しながら同大綱を強化すること。

(b) 新たに浮上する論点および問題が青少年育成施策大綱において効果的に対応されることを確保するため、市民社会および子どもとともに同大綱を継続的に見直すこと」

－ 広報・研修関連

「20. ……委員会は、子どもおよび公衆一般、ならびに子どもとともにおよび子どものために働いている多くの専門家が条約およびそこに体現された権利基盤型アプローチについて充分に理解していないことを、依然として懸念するものである。

21. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

(a) 公衆一般および子どもを対象として、条約、およびとくに子どもが権利の主体であるということに関する意識啓発キャンペーンを強化すること。

(b) 子どもとともにおよび子どものために働いているすべての者……を対象として、条約の原則および規定に関する体系的な教育および研修をひきつづき実施すること。

(c) 意識啓発キャンペーン、研修および教育プログラムが態度の変革、行動および子どもの取扱いに与えた影響を評価すること。

(d) 人権教育、およびとくに子どもの権利教

育を学校カリキュラムに含めること」

＊「権利基盤アプローチ」（rights-based approach）で明らかにすべき要素

－　だれがどのような権利を有しているのか

－　その権利を保障するためにだれがどのような義務を負っているのか

－　権利が保障されていないとすれば、その直接的・根本的・構造的原因は何か

－　権利行使能力と義務の履行能力を高めていくために何をすればよいか

＊「人権教育のための世界プログラム」でも強調される「権利基盤アプローチ」

〔「人権教育のための世界プログラム」第１段階（2005 ～ 2009 年）修正行動計画添付文書より〕

15. 権利に根ざした（right-based）学校は次の要素の存在と実効性を確保する。

(a) 学校における人権のための政策表明および実施規定が共有され、次の点を含む。

(i) 明確な役割と任務の分担に基づく生徒と教員の権利と責任に関する憲章。

(ii) 紛争解決手続、および暴力やいじめに対処する手続を含む、暴力、性的虐待、いやがらせ、体罰のない学校のための行動規範。

(iii) 入学許可、奨学金、進学、昇進、特別プログラム、適格性、および機会を含み、地域教育集団の全員を差別から守る非差別政策。

(iv) 祭典、賞により人権における成果を認め褒め称える。

(b) 権利に根ざした学校における教員は次の点を有する。

(i) 学校指導部からの人権教育に関する明示の権限・任務。

(ii) 人権の内容と方法論に関する教育および継続的な職能開発。

(iii) 人権教育における新しい、および革新的なよい事例を開発し、実施する機会。

(iv) ……人権教育者のネットワークを含む優れた実践例を共有するための仕組み。

(v) 人権原則を反映する教員の募集、維持、および昇進のための政策。

(c) 権利に根ざした学校における児童生徒は次の点を有する。

(i) 年齢や能力の成長に応じた自己表現、意志決定における責任および参加の機会。

(ii) 自分たちの利益を代表、仲裁、主唱するための自分たちの活動を組織する機会。

(d) 次の点を含めて、学校、地方自治体およびより広い地域社会の間の交流が存在する。

(i) 子どもの権利および人権教育の主要原則に関する親および家族の啓発。

(ii) 人権教育の取り組みおよび事業への親の関与。

(iii) 親の代表組織を通した学校の意志決定への親の参加。

(iv) 共同体において、特に人権問題に関する児童生徒の課外学習課題および活動。

(v) 意識高揚や児童生徒の支援のための青少年グループ、市民社会および自治体との協力。

(vi) 国際交流。

＜資料１＞
児童（子ども）の権利に関する条約
（政府訳　抄）

1989 年 11 月 20 日　国際連合採択
1990 年　9 月　2 日　国際発効
1994 年　5 月 22 日　国内発効

第２条

１　締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

２　締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第３条

１　児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

２　締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

３　締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第６条

１　締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

２　締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第 12 条

１　締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

２　このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第 28 条

１　締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a)　初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b)　種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c)　すべての適当な方法により、能力に応じ、

すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 29 条

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第 30 条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は先住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は先住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第 31 条

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第 42 条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

＜資料２＞
国連・子どもの権利委員会からの勧告
（第２回「総括所見」2004 年　抄）

独立した監視

14. 委員会は、条約の実施を監視する独立したシステムが全国規模で存在しないことを懸念する。同時に委員会は、３つの自治体が地方オンブズマンを設置したという情報、および、人権委員会の設置に関する法案が再提出される予定であるという情報を歓迎するものである。法案においては法務大臣の監督下にある人権委員会が構想されているという代表団の情報に照らし、委員会は、同機関の独立性について懸念する。加えて委員会は、計画されている人権委員会には条約の実施を監視する明示的な権限が与えられていないことを懸念するものである。

15. 国内人権機関に関する一般的意見２号に照らし、委員会は締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

a）計画されている人権委員会がパリ原則（総会決議 48 ／ 134）にしたがって独立した効果的機構となることを確保するため、人権擁護法案を見直すこと。

b）人権委員会が、条約の実施を監視するという明確に定義された権限を有し、子どもからの苦情について子どもに配慮した方法で迅速に対応し、かつ、条約にもとづく権利の侵害に対して救済を提供することを確保すること。

c）自治体における地方オンブズマンの設置を促進し、かつ、人権委員会が設置されたときにはこれらの地方オンブズマンが同委員会と調整するための制度を確立すること。

d）人権委員会および地方レベルのオンブズマンが、充分な人的および財政的資源を提供され、かつ子どもが容易にアクセスできるものとなることを確保すること。

広報および研修

20. 委員会は、裁判官、教職員、警察官、矯正施設職員、保護観察官および出入国管理官を対象として締約国が実施している研修活動を歓迎する。しかしながら委員会は、子どもおよび公衆一般、ならびに子どもとともにおよび子どものために働いている多くの専門家が条約およびそこに体現された権利基盤型アプローチについて充分に理解していないことを、依然として懸念するものである。

21. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

a）公衆一般および子どもを対象として、条約、およびとくに子どもが権利の主体であるということに関する意識啓発キャンペーンを強化すること。

b）子どもとともにおよび子どものために働いているすべての者、とくに教職員、裁判官、弁護士、議員、法執行官、公務員、自治体職員、子どもを対象とした施設および拘禁所で働く職員、心理学者を含む保健従事者、ならびにソーシャルワーカーを対象として、条約の原則および規定に関する体系的な教育および研修をひきつづき実施すること。

c）意識啓発キャンペーン、研修および教育プログラムが態度の変革、行動および子どもの取扱いに与えた影響を評価すること。

d）人権教育、およびとくに子どもの権利教育を学校カリキュラムに含めること。

子どもの意見の尊重

27. 子どもの意見の尊重を向上させようとする締約国の努力には留意しながらも、委員会は、子どもに対する社会の伝統的態度により、家庭、学校、その他の施設および社会一般における子どもの意見の尊重が制限されていることを依然として懸念する。

28. 委員会は、条約第 12 条にしたがい、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

a）家庭、裁判所および行政機関、施設および学校ならびに政策立案において、子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して子どもの意見の尊重および子どもの参加を促進し、かつそのための便宜を図ること。また、子どもがこの権利を知ることを確保すること。

b）意見を考慮される子どもの権利および子どもの参加権について、とくに親、教育者、政府の行政職員、司法関係者および社会一般に対し、教育的情報を提供すること。

c）子どもの意見がどのぐらい考慮されているか、またそれが政策、プログラムおよび子どもたち自身にどのような影響をあたえているかについて定期的検討を行なうこと。

d）学校、および子どもに教育、余暇その他の活動を提供しているその他の施設において、政策を決定する諸会議体、委員会その他のグループの会合に子どもが制度的に参加することを確保すること。

教育、余暇および文化的活動

49. 委員会は、教育制度を改革し、かつそれをいっそう条約に一致させるために締約国が行なっている努力に留意する。しかしながら、委員会は以下の点について懸念するものである。

a）教育制度の過度に競争的な性質によって、子どもの身体的および精神的健康に悪影響が生じ、かつ子どもが最大限可能なまで発達することが阻害されていること。

b）高等教育進学のための過度な競争のため、学校における公教育が、貧しい家庭出身の子どもには負担できない私的教育によって補完されなければならないこと。

c）学校における子どもの問題および紛争に関して、親と教職員とのコミュニケーションおよび協力がきわめて限られていること。

d）日本にある外国人学校を卒業して大学進学を希望する者の資格基準が拡大されたとはいえ、依然として高等教育へのアクセスを否定されている者が存在すること。

e）とくに中退した生徒を対象として柔軟な教育機会を提供している東京都の定時制高校が閉鎖されようとしていること。

f）マイノリティの子どもたちにとって、自己の言語で教育を受ける機会がきわめて限られていること。審査手続の存在にも関わらず、一部の歴史教科書が不完全または一面的であること。

50. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

a）高校を卒業したすべての生徒が高等教育に平等にアクセスできるよう、高い水準の教育の質を維持しつつも学校制度の競争的性質を緩和する目的で、生徒、親および関連の非政府組織の意見を考慮にいれながらカリキュラムを見直すこと。

b）生徒および親と連携しながら、学校における問題および紛争、とくに（いじめを含む）学校における暴力に効果的に対応するための措置を発展させること。

c）東京都に対して夜間定時制高校の閉鎖を再検討するよう奨励し、かつ代替的形態の教育を拡大すること。

d）マイノリティ・グループの子どもが自己の文化を享受し、自己の宗教を表明しまたは実践し、かつ自己の言語を使用する機会を拡大すること。

e）教科書でバランスのとれた見方が提示されることを確保するため、教科書の審査手続を強化すること。

＜資料３＞
ユニセフ「子どもにやさしいまち」（パンフレットからの抜粋）

子どもにやさしいまちづくりのプロセスは、地方自治の場で子どもの権利条約を実施していくことと同義である。そこで必要とされる９つの要素には次のようなものがある。

①子ども参加：自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参加を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。

②子どもにやさしい法的枠組み：すべての子どもの権利を一貫して促進・保護する立法、規則の枠組みおよび手続を確保すること。

③まち全体の子どもの権利戦略：子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし課題文書を、条約にもとづいて策定すること。

④子どもの権利部局または調整のしくみ：子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。

⑤事前・事後の子ども影響評価：法律・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中におよび実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。

⑥子ども予算：子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。

⑦定期的な自治体子ども白書：子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。

⑧子どもの権利の周知：おとなおよび子どもの間で子どもの権利に関する意識が根づくようにすること。

⑨独立した子どもアドボカシー：子どもの権利を促進するため、非政府組織の支援、独立の人権機関―子どもオンブズピープルや子どもコミッショナー―の設置を進めること。

……

まちづくりに子どもたちの積極的参加を得ることがいかに重要かつ有益であるかを実証することは、子どもにやさしい政策への政治的共感を得るうえで大きな影響力を発揮しうる。そしてそれをもっとも実証しやすいのは、地域レベルないし最小行政単位レベルである。厚生施設の開発に子どもたちの参加を得ること、住居の新築、上水・下水道整備事業、交通・運輸計画などで子どもにやさしい設計を採用すること、学校ではカリキュラムや校則について子どもたちと話し合うことなどが考えられる。

子どもたち自身に意味のある形で参加してもらうことは、子どもにやさしいまちづくりの必要条件である。子どもたちには、意思決定において意見を聴かれ、その意見を正当に重視される権利がある。もちろん、子どもの参加・意見表明のあり方については継続的注意が必要である。子どもたちとの話し合いが体裁を整えるだけのものとなる場合もあるし、いずれにせよ赤ちゃんや幼い子どもは、その権利やニーズを効果的に代弁してくれる存在を必要とする。しかしこのようなプロセスだけでは十分ではないし、このプロセスそのものが目的ではない。それは子どもたちの権利を配慮のある形で実施するための、子どもたちの生活を本当の意味で実際に向上させるための、手段なのである。

子どもにやさしいまちづくりの基盤

子どもにやさしいまちづくりの基盤は、子どもの権利条約の鍵である４つの原則である。

①差別の禁止（２条）――子どもにやさしいまちとは、すべての子どもにやさしく、すべての子どもを包摂するまちである。したがって、権

利へのアクセスについて差別を受けている子どもがいれば見つけだし、特別な注意を向けなければならない。差別は、多種多様な形で子どもたちに影響を及ぼす。路上で暮らしている子ども、障害のある子ども、民族的その他のマイノリティ集団の子ども、働いている子どもなどがその対象となりやすい。

②最善の利益（３条）――子どもにやさしいまちでは、「子どもに関わるあらゆる行動において」子どもの最善の利益が第一義的に考慮されることが確保される。子ども最優先の原則、何事においても子どもを第一に考えることは、子どもにやさしいまちの最大の特徴である。自治体の行動のほとんどは子どもたちに直接間接の影響を及ぼすので、行政機関は部局・レベルを問わず、現行の政策や新たな政策が子どもたちに及ぼす影響について意識・配慮していなければならない。

③生命および最大限の発達に対するすべての子どもの権利（６条）――子どもにやさしいまちは、子ども時代にとって、いまを生きている子どもの生活にとって最適の条件を用意することにより、すべての子どもの生存・発達を最大限に追求する。そして条約にいう「発達」とは、子どもの身体的・精神的・霊的・道徳的・心理的・社会的発達のことである。

④子どもの声に耳を傾け、その意見を尊重すること（12 条）――子どもにやさしいまちでは、子どもは見守られるだけではなく耳を傾けられる存在でもある。そこでは、市民として、また権利を有する者としての子どもの積極的参加が促進される。こうして、行政で、身のまわりの地域で、学校で、そして家庭で「自己に影響を与えるあらゆる事柄」について意見を表明する自由が保障され、その意見が真剣に考慮されるのである。子どもにやさしいまちづくりのプロセスでは、積極的な、豊富な情報を有する参加者としての子どもたちの参加が図られなければならない。

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT
2008/7/15	**毎日新聞** **新学習指導要領：解説に「竹島」記載　「固有領土」は避ける** 文部科学省は 14 日、中学校の新学習指導要領の解説書を公表した。社会編で竹島の領土問題に初めて触れ「我が国と韓国の間に竹島をめぐって主張に相違がある」などと記載した。文科省は当初「我が国の固有の領土」と明記する方針だったが、韓国の反発を受け政府内で調整、直接的に領有を示す表現を避けた。一方、日本の主張に基づいて指導することも求め、日韓両国の世論に配慮した玉虫色の記載となった。町村信孝官房長官は会見で「李明博大統領と福田康夫首相のシャトル外交は軌道に乗っており、日韓関係がぎくしゃくすると、新時代に向けた動きが頓挫する。拉致問題解決にも悪影響を及ぼしかねない」と述べ、韓国側に配慮したことを明言。「冷静な対応を期待する」と述べた。解説書は北方領土について「ロシアに不法に占拠され、返還を求めている」と、従来の表現に「不法に」を加えた。竹島については「（韓国と）主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要」とするにとどめた。会見した文科省の高橋道和教育課程課長は「解説書には『我が国が正当に主張している立場に基づいて』という記載もあり、『理解を深めさせる』ことの前提となる」と説明。学校現場では「我が国固有の領土で、韓国が不法占拠している」との政府の公式見解に沿って指導するよう求める立場を強調した。
2008/7/17	**朝日新聞** **教員採用、14 県で対策　過去の不正調査や試験改善** 大分県の小学校教員の採用試験をめぐる汚職事件を受け、全国の教育委員会のうち少なくとも 14 県で採用試験の過去の調査や改善を実施、または検討していることが 16 日、朝日新聞社の集計で分かった。来年度の試験が 7 月下旬から 8 月にかけてピークを迎える中、急きょ対応を迫られた。政府も、全国の教育委員会に実態調査を求めた。不正の有無について調査を始めたのは、山形県教委だ。過去 5 年間の試験に携わった職員には 14 日までに事情を聴き、「不正があった」という申告はなかったという。得点の改ざんなどがなかったか得点表と判定資料も照らし合わせており、8 月中に結果を公表する。対象の受験者は約 9 千人にのぼるという。宮城県教委も 16 日、試験を共同実施している仙台市教委と、過去に不正がなかったか調査することを決めた。結果の改ざんを防ぐため、採点の方法や試験の運用を急きょ変える

DATE	DOCUMENT
	のは、熊本、佐賀の両県。20日に試験を控えた熊本県教委は受験番号を伏せ、複数で採点し、最終集計結果と解答用紙も改めて照合する。同じく20日が試験の佐賀県では、県教委が担当していた試験結果のデータ管理を、県人事委員会に依頼する。秋田県教委は面接官への民間人登用を視野に入れる。受験者に疑念を抱かれないよう、試験結果の開示を進める動きは、熊本、秋田も含む7県で出ている。福岡県教委は、不合格者のうち希望者には、どの程度の成績で不合格になったのかを知らせる仕組みを設けている。
2008/7/19	**毎日新聞** **新学習指導要領：北方領土記述でロシアが解説書批判** ロシア外務省は18日、日本の新学習指導要領の解説書で北方領土について「ロシアに不法に占拠されている」と記述されたことについて、「当惑と遺憾」を表す声明を出した。声明は、日本側の姿勢が「2国間の協力発展にも国境問題自体の解決にも寄与しない」と指摘している。
2008/7/19	**毎日新聞** **竹島問題：「独島」各国表記、韓国政府調査へ** 韓国の李明博大統領は18日、2月の就任後初めて外交安保関連閣僚らを集めた国家安全保障会議を招集し、竹島の実効支配強化策について議論した。李大統領は「長期的観点で対応すべきだ」と指示した。柳明桓外交通商相は同会議で、主要国政府と議会の資料で「独島」と表記されているかを調査し、そうでなければ是正を求めると報告。また、日中韓3国による共同歴史研究と歴史教科書づくりを推進する姿勢を示した。一方、聯合ニュースによると、与党・ハンナラ党は18日、竹島を警備する警察要員（現在50人）と民間人居住者（同2人）を増やす方向で宿泊施設などを増設する方針を固めた。党内には海兵隊の配置をすべきだとの声もあるが、「軍事的措置は紛争地域化を狙う日本の意図にはまる」と慎重論が大勢を占めているという。
2008/7/20	**毎日新聞** **教員採用試験：37教委、議員に合否通知** 教員採用試験で、特定の受験者の合否を国会議員や自治体の議員らに個別に伝えていた教育委員会が、64の都道府県・政令市教委のうち37教委に上ることが、毎日新聞の調査で分かった。各教委は「公平性に欠け、不正採用を疑われかねない」（山形県）などとして、今後は通知をやめるとしている。合否発表前に結果を議員らに伝えていたのは▽北海道▽三重県▽島根県▽大分県▽熊本県の5教委。島根県は発表の前日までに、北海道は合格通知を郵送する作業の最中にいずれも電話で伝えていた。残る32教委は「結果発表後に伝えた」と回答し、受験者への通知を優先したことを強調する。しかし合格通知の発送直後に議員に電話で合否を伝える教委がほとんどで、受験者より先に議員が知るケースも少なくないとみられる。秋田、山形、宮城、石川、和歌山の5県と大阪、仙台の2市は、通知が受験者に届く前に、議員らに結果を教えていたことを認めている。合否を事前に教えて

DATE	DOCUMENT
	ほしいと依頼していたのは県議が最も多く、国会議員やその秘書、市議、首長、元校長、教委ＯＢもいた。受験者以外への通知については「長年の慣習」と答える教委がほとんど。
2008/7/22	**毎日新聞** **保健室登校：児童、５年前の1.7倍　心の健康、問題多く ── 学校保健会調査** 学校にいる間、教室ではなく主に保健室にいる「保健室登校」の小学生の数が06年、５年前の約１・７倍、高校生が２倍に増えたことが、財団法人・日本学校保健会の調査で分かった。調査を依頼した文部科学省は「心の健康に問題を抱え、保健室を訪れる子どもが増えている」と分析している。同会は06年10月、全国の小中高校1102校を調査した。常時保健室にいるか、特定の授業以外は保健室にいる児童・生徒は、計2391人だった。1000人当たりに換算すると、小学校２･０人（01年１･２人）、中学６･６人（同５・６人）、高校２・８人（同１･４人）となった。また、養護教諭が家庭などでの児童や生徒の虐待を「把握した」と答えた学校数は、小学校37％（01年比16ポイント増）、中学校36％（同20ポイント増）。小中742校で虐待を受けていた児童・生徒は582人で、1000人当たりの数は小学１･５人で、01年（１･０人）の１・５倍、中学１・５人で同年（０・６人）の２・５倍に増加した。養護教諭がいじめを把握した小学校は30％、中学は65％、高校は45％。生徒の自傷行為を把握した中学校は73％で、高校は82％に達した。
2008/7/28	**読売新聞** **学区撤廃20都県に、公立高が私立と生徒争奪** 公立高校普通科の通学区域（学区）の統廃合が全国で進み、2003年以降20都県が学区を撤廃し、９道府県が統合して学区数を減らしたことが、読売新聞の各教委への聞き取り調査でわかった。少子化と私立人気の逆風の中、公立高校が生き残りをかけて「住み分け」から「競い合い」へとかじを切っている。学区制は、教育の機会均等を確保し、高校進学率アップを支える仕組みとして長年機能してきた。進学率が97％を超えて「高校全入」がほぼ実現し、今は生徒や保護者の多様なニーズにどのように応えるかが求められている。しかし、学区制のせいで公立校は選択の幅が狭く、学力の高い生徒らが私立や国立に流れる傾向が進んだ。こうした中､01年度、教育の個性化や多様化などを目指して地方教育行政法の改正が行われ、学区設置を定めた規定を削除。都道府県の判断で学区撤廃が可能になった。面積の広い自治体では学区統合を採用するケースが目立つ。北海道は05年に55学区を25学区に統合、09年さらに19学区にする。岩手では学区数をほぼ半数に、長野は３分の１にしている。ただ、学区の統廃合で、私立を巻き込んだ学校間の競争は激化した。
2008/7/29	**毎日新聞** **教育再生懇：国・理・英「ページ数を倍に」　自習向けの教科書求め改革案** 政府の教育再生懇談会（座長・安西祐一郎慶応義塾長）は28日の会合で、小中高校の教科書の

DATE	DOCUMENT
	質・量の充実に関する改革案をまとめた。（1）自習に適した丁寧な記述（2）「発展学習」「補充学習」の充実（3）子供たちをひきつける工夫などを実現するため、特に国語、理科、英語でページ数を倍増するよう提案した。福田康夫首相に今秋提出する第２次報告に盛り込む。会合では中学２年の数学教科書を計８カ国で比較した資料が示された。それによると、日本は 211 ページで第７位。米国は 651 ページ、フランスは 256 ページ、イギリスは 248 ページだった。これを踏まえ、日本の教科書を教室の授業で使うものから、自学自習に適したものに転換するよう提起。児童・生徒が１人で読んでも理解できる丁寧な記述を求めたほか、算数・数学の練習問題や古文、文学作品、英文などを増やすことを打ち出した。また、学習指導要領の範囲を超えた発展学習や補充学習の充実策として、小・中で１割、高校で２割となっている記述量の上限撤廃を提案。理科の学習内容と最先端科学との関連を分かりやすく紹介するなどの工夫を求めた。
2008/7/29	**毎日新聞** **夜スペ：大阪・池田市も　授業は無料　東京・和田中に続き** 大阪府池田市教委は、東京都杉並区立和田中が実施中の有料夜間授業「夜スペシャル（夜スペ）」と同様の課外授業を、市内の中学校で実施する方針を固めた。塾講師や教員ＯＢらによるボランティアが講師となり、授業料は無料とする予定。２学期中にもモデル校で先行実施する。「教育日本一」を掲げる橋下徹知事が、倉田薫・池田市長に実施を打診していた。市教委などによると、課外授業は、保護者らでつくる学校支援組織が主体となり、放課後や土曜日に実施する。講師への報酬は市教委が負担する方向で検討している。先行実施校は、市立全５校のうち、地域ボランティア団体のメンバーに塾講師らがいる池田中が有力で、順次拡大する予定。
2008/7/30	**毎日新聞** **教員採用試験：日教組も調査へ　過去の不正の有無など** 大分県教員採用試験を巡る汚職事件を受け、日本教職員組合中央執行委員会は 29 日、地方組織を対象に、過去の不正の有無などをヒアリング調査することを明らかにした。採用試験だけでなく、昇任試験も含めて調べるといい、来月上旬のとりまとめを目指す。
2008/8/2	**読売新聞** **日本語の指導「必要」２万 5400 人…外国人児童生徒** 日本語指導が必要な外国人の児童・生徒は昨年度、全国で計２万 5411 人に上り、1991 年度の調査開始以来最多となったことが文部科学省の調査でわかった。調査は全国の公立小中高校など約３万7000校を対象に実施。昨年９月１日現在の状況を尋ねたところ、約 15％にあたる 5877 校が「日本語指導が必要な子供が在籍している」と回答した。そうした子供の人数を都道府県別に見ると、愛知県が 5030 人と最多で、静岡県 2631 人、神奈川県 2601 人、東京都 1913 人が続いた。母国語別では、ポルトガル語１万 206 人、中国語 5051 人、スペイン語 3484 人の順に多く、この３

DATE	DOCUMENT
	言語で全体の74％を占めた。
2008/8/7	**産経新聞** **親の意識が変化？　中３は「28人に１人」が不登校に** 小中学校で病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席した「不登校」の児童生徒が、平成19年度は12万9254人(前年度比1・9％増）に上り、２年連続で増加したことが７日、文部科学省の学校基本調査（速報）で分かった。特に中学校では34人に１人が不登校の計算で、過去最高。文科省は「子供の自殺への懸念などから、『無理に学校に行かせなくてもいい』と思う親が増えているのが一因では」としている。不登校は、小学校が全体の０・34％に当たる２万3926人、中学校（中等教育学校前期課程含む）が２･91％に当たる10万5328人。小中とも学年が上がるにつれて増加し、中学３年では28人に１人の割合にまで高まっている。不登校のきっかけで本人以外の要因（複数回答）は「いじめを除く友人関係」18・４％、「親子関係」11･１％、「いじめ」３･５％など。文科省は今回、都道府県教委に不登校が増加した要因を初めて聴取し、その結果（同）は、（1）「人間関係をうまく構築できない子供が増加」93％（2）「家庭の教育力低下で基本的生活習慣が身についていない」82％（3）「『嫌がるものを無理に行かせることはない』とするなど保護者の意識が変化」65％（4）「無気力でなんとなく登校しない子供が増えている」64％－どだった。文科省は「（1）と（2）は以前からあるが、（3）はいじめ自殺が一昨年秋から増えたことによる新しい傾向」と分析。
2008/8/9	**読売新聞** **小１の16％が塾通い、低年齢化進む** 小学１年～５年で塾に通う子供の割合が14年前に比べて増加し、塾通いが低年齢化している実態が、文部科学省が８日公表した「学校外での学習活動実態調査」でわかった。 調査は昨年11月、公立小中学校に通う児童・生徒の保護者約６万7500人を対象に実施した。全学年を対象にした調査は、1993年の調査以来14年ぶり。通塾率は小学生26％（前回24％）、中学生54％（同60％）。学年別では、小学６年～中学３年は前回に比べ２～８ポイント減少していたが、小学１年～５年ではいずれも２～５ポイント増加。特に、小学１年は16％（前回比４ポイント増）、小学２年も19％（同５ポイント増）の児童が塾に通っていた。塾にかかった小中学生１人当たりの平均月謝は２万1300円で、前回に比べ6000円増。塾に通わせない理由（複数回答）は、「費用が家計を圧迫する」とした回答が小学生のいる保護者の26％（前回比６ポイント増）、中学生の保護者で29％（同８ポイント増）。塾通いが過熱している背景について、約４割の保護者が「学校だけでの学習の不安」をあげており、同省では「公教育への不安が塾に通わせる要因になっていることは否定できない」とみている。
2008/8/11	**毎日新聞** **全日本教職員組合：文科省の「学校行事で靖国」に批判声明** 全日本教職員組合は11日、教育委員会などを対象とする新学習指導要領の説明会で、文部科

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	学省が「学校行事の一環として靖国神社を訪問してもよい」という内容の政府答弁書を配布したことについて、批判する声明を出した。占領下の1949年、旧文部省の事務次官は、学校が主催する形での靖国神社訪問を禁ずる通達を出した。国会議員が今年5月、その効力をただしたところ、政府が「52年の主権回復に伴い（通達は）失効している。歴史や文化を学ぶ目的で児童生徒が靖国神社などを訪問してもよい」とする答弁書を閣議決定していた。文科省が都道府県教委向け説明会で配布した答弁書は、その後、都道府県教委が市町村教委などを対象に開く説明会でも使用されている。全教は「学習指導要領とは何らかかわりのない文書を（説明会で）配布するのは異常」と批判。文科省は「学校行事は指導要領で定める『特別活動』だから関連がある」と反論している。		には、現場の生の声を直接吸い上げる必要がある」としている。教育関係者や児童・生徒の保護者などから、教員採用を巡る不適切な実態や慣行のほか、効果的な改善策や望ましい教育行政の在り方などに関し、情報や自由意見を募る。目安箱は9月12日まで設置する。
2008/8/13	**読売新聞** **教員採用・人事に「目安箱」 規制改革会議　改善策募る** 政府の規制改革会議（議長・草刈隆郎日本郵船会長）は12日、教員採用や人事を巡る不適切な慣行などについて幅広く情報提供を受け付ける「教育目安箱」を設置することを決めた。大分県の教員採用を巡る汚職事件を受け、教員採用の公正性や透明性を高める必要があると判断した。13日に同会議のホームページ（HP）上に開設する。実態を把握した上で教員採用システムの改善策などを練り、年末にまとめる第3次答申に盛り込みたい考えだ。内閣府規制改革推進室では「問題点を洗い出すため	2008/8/19	**毎日新聞** **「キレる」構造を研究へ　文科省** 引きこもりや「キレる若者」など対人関係の不適応が問題化していることを受け、文部科学省は来年度から、人間の社会行動やコミュニケーションに関係する脳の機能や構造を特定する研究に乗り出す方針を固めた。脳のある部位の変化や個人的特徴が、行動などにどのような影響を与えるかを示す指標を作り、問題行動や社会性障害の予防や治療につなげることを目指す。文科省や専門家によると、脳の生物学的な特徴と社会行動との関係は、動物では比較的解明が進んでいる。マウスでは、ある種の脳内物質を欠くと自閉的行動を示したり、攻撃性が高まることが分かってきたという。今回、文科省は動物での知見を網羅的に結集し、計測技術の開発も進め、人間の社会性を生み出す脳内メカニズムの解明を目指す。文科省がテーマを設定し公募で研究者を選ぶ。さらに、不眠症や摂食障害、うつの増加を踏まえ、ストレス耐性や睡眠リズムをつかさどる脳幹研究も強化する。このため、今年度から5年計画で始めた脳科学研究戦略推進プログラムを拡充し、今年度の予算17億円から倍増以上の重点投資を計画している。

DATE	DOCUMENT
2008/8/26	**毎日新聞** **「公立校への信頼は全国最低」橋下知事が府教委を批判** 大阪府の橋下徹知事は26日、府の教育委員と懇談し、全国学力テストの成績低迷などを理由に「大阪の公立小中学校への保護者の信頼度は全国で最も低い」と主張、打開策を尋ねた。具体的なプランを示すことができない委員側に対し、橋下知事は「何もビジョンが感じられない。教育委員会が機能を果たしていないのではないか」と不満をあらわにした。橋下知事は、東京都杉並区立和田中学校の藤原和博前校長の府特別顧問への起用など、自身が発案した教育施策を挙げ、「こういう策がなぜ教委から出てこないのか。本来は知事がやることではない」と府教委を批判。「公立を信頼できず、お金があれば私立に行かせたいという親は多い」と訴えた。知事の指摘に対し生野照子委員長は「学力面では課題が山積しているが、人間教育については信頼を得ている。積極的に公立に通わせようという親もいる」と反論。綛山(かせやま)哲男教育長も「教員採用試験では受験者全員に面接を行い、人物評価を重視している」と説明し、現行の取り組みへの理解を求めた。ただ、公立校をどう改善していくかという点については、委員から「地域とのつながりを大事にする」「他県での情報収集」といった声しか挙がらず、知事が「具体策はないのか」と語気を強める場面もあった。
2008/8/26	**朝日新聞** **「夜スペ」揺れる塾 「不公平」「生徒取られる」批判も** 東京都杉並区立和田中で、塾講師が生徒に教える「夜スペ」は、塾側にも変化をもたらしている。対象を希望者全員に広げたことで、進学塾が補習にも本腰を入れ始めた。その宣伝効果で他校への参入も成功しつつあるが、塾業界からは戸惑いや疑問視する声も上がっている。和田中では夏休み中も学期中と変わらないペースで、進学塾「サピックス」の講師が授業を続けている。学校側は当初、ついていけないと感じる生徒には「家庭教師のトライ」による個別補習も検討。だが、「サピックスを受けたい」という希望が多く、二つの企業でどう分担するのかなお検討が必要なことから夏休みはサピックスだけに任せたという。サピックスにとって夜スペは大きな宣伝材料だ。実際、私立中高11校から問い合わせがあり、うち6校で授業を始めている。費用は和田中のほぼ倍、それでも直接通うより安い。公立中高からも3校、問い合わせがあるという。 一方、トライにも杉並区内に住む小学生の保護者から数件問い合わせがあった。 いままでに仙台育英学園秀光中など全国の私立中高7校に講師を派遣してきた。一方、こうした動きにはくみしないと言い切る塾もある。大手の栄光ゼミナールの横田保美広報部長は「学校で安く塾の授業をすると、すでに塾に通っている生徒には不公平になる。学校で塾の宣伝をするべきではない。和田中のなし崩し的な取り組みは、ほかの学校や塾に、ある意味迷惑だ」という。 個人経営から会社組織まで約650の塾が加盟する全国学習塾協会には様々な声が寄せられている。「稲葉秀雄専務理事は「落ちこぼれや、(学校

DATE	DOCUMENT
	の授業では物足りない）噴きこぼれ対策に学校が困っているなら、制度を作って塾を活用すればよい。ただ、いまのような値段では請け負えない。ほかの公立中に急に広がるとは考えにくい」とみている。
2008/9/3	**産経新聞** **中学生から「薬教育」 現場の教師は困惑も… 製薬業界は「アドバイザー」養成** 平成 24 年度からの新学習指導要領で、中学の保健体育に「薬教育」が新たに加わる。コンビニエンスストアやネット通販などで OTC（市販）薬が簡単に買える時代に、正しい使い方ができるよう、子供への薬教育の重要性は高まっている。半面、教える側には「どう教えたらいいかわからない」という声が多く、製薬業界は薬教育を支援する「くすり教育アドバイザー」養成など、態勢づくりに力を入れている。新学習指導要領に盛り込むことになったのは、17 年の中教審専門部会で議題になったことがきっかけ。指導要領に加わったといっても、どういう教え方をするかは現場の教師にまかされる。授業でパンフレットを一枚渡すだけでも「教えた」ことになるが、それではわざわざ指導要領に加えた意味がない。薬教育は保健体育の授業で行うが、問題は誰がどう教えるか。実際には保健体育か養護の教諭が教えるが、養護教諭の中には「怖くて教えられない」という声も多い。製薬企業でつくる「くすりの適正使用協議会」（東京・日本橋）は、教員をサポートできる「くすり教育アドバイザー」の養成を今年から始めた。松田偉太郎事務局長は「薬についての正しい知識を子供のときから身につけられれば、薬による副作用や薬害を減らすことにもつながる。中学からの薬教育が充実して行われるように協力したい」と話している。
2008/9/3	**産経新聞** **教員増員計画を事実上断念 文科省が来年度概算要求原案** 文部科学省は、平成委 21 年度予算の概算要求原案をまとめた。新学習指導要領が来年度から一部前倒し実施され、授業時数増加に対応するため新たに非常勤講師を 1 万 1500 人配置する計画で、昨年度求めた教員 2 万 1000 人増加計画を事実上断念した。道徳教材の国庫補助制度や、中学校の武道必修化に向けた武道場整備費も新たに盛り込んだ。総額は 12・8 %増の 5 兆 9472 億円。文科省は昨年度、学習指導要領の改定や残業時間の多さから、教員の「子供と向き合う時間を確保する」として、3 年間で 2 万 1000 人の増加を計画した。だが、政府の基本方針「骨太の方針 2006」で 1 万人程度の純減を決めており、財政制度等審議会で批判が挙がり、今年度予算は 1000 人純増と非常勤講師 7000 人で決着していた。7 月に閣議決定された教育振興基本計画でも、財務省の反対で、具体的な教員定数増を盛り込むことができなかった。来年度は、校長や教頭などを補佐する主幹教諭を中心に計 1500 人、講師 3500 人の純増をはかる。さらに新課程前倒しで小学校の授業が週 1 時間増えるうえ、小中学校の主要教科で少人数指導を実施するため、これとは別に非常勤講師 1 万 1500 人の増員を要求した。

DATE	DOCUMENT
	教員２万1000人増加計画ついて、鈴木恒夫文科相は「願望は残っている」としながら、内閣の方針を守るのも大臣の務めだとして、棚上げされた。給与面では「骨太」で一般公務員より２・76％高く設定した教職員給与の優遇措置の縮減を決めており、
2008/9/4	**産経新聞** **学校の先生も高齢化　小学校は平均年齢44.4歳　過去最高を更新** 平成19年度の小中高校教員の平均年齢は３年前より0.3～0.9歳上昇し、いずれも過去最高を更新したことが４日、文部科学省の学校教員統計調査で分かった。全体に占める割合も50～55歳が小学校で20.8％（16年度比2.9ポイント増）と最も多いが、20歳代の割合も小中学校で１～２ポイント増えるなど「世代交代」が始まっている。調査は３年ごとに行っており、今回は19年10月１日現在で調べた。平均年齢は、小学校は44.4歳（16年度44.1歳）、中学43.8歳（同42.9歳）、高校45.1歳（同44.3歳）でいずれも過去最高となった。50歳以上の教員が占める割合は小学校35.3％（16年比5.7ポイント増）、中学校28.2％（同5.1ポイント増）、高校34.5％（同3.1ポイント増）。第２次ベビーブーム世代が入学したころに大量採用された教員が多い年齢構成になっている。一方、この世代が定年などで退職を始めており、首都圏などの小中学校では採用が増えている。18年度の新卒採用者は小学校１万5222人（15年度比2938人増）、中学校8021人（同1058人増）だった。20歳代の若手教員の割合も増えており、19年度は小学校で11.3％（16年度比2.4ポイント増）、中学校9.7％（0.9ポイント増）となった。
2008/9/5	**毎日新聞** **都教委：三鷹高校長から聴取、守秘義務違反を理由に　／東京** 都教育委員会は４日、職員会議で教職員の意向を確認する挙手・採決を禁止した通知の撤回を求めている都立三鷹高校の土肥信雄校長（59）から事情聴取を行った。都教委は「個人情報に当たる」として内容を明らかにしていないが、土肥校長によると都教委側は、土肥校長が教職員の業績評価に関する内部情報を公表したことが、地方公務員法上の守秘義務違反の疑いがある点を聴取の理由にしたという。土肥校長は８月４日に、都教委に対し公開討論の開催を求める要請書を提出したが断られたため、同22日に自身の見解を示した文書を報道各社に配った。この中に都教委が同19日に公開討論を断った口頭の回答を載せ、業績評価について都教委が各校長に「C・Dを合わせて少なくとも３割程度はいるはずである」と指導したとする内容を記した。都教委は00年度から業績評価を伴う人事考課制度を導入。教職員の自己申告を踏まえ、校長らが４段階（A～D）で評価している。聴取後に取材に応じた土肥校長は「都教委は業績評価の実施要領で『絶対評価』をするよう明記しながら、『相対評価』を前提としたような指導をわれわれ校長に強要した。この不正を国民に知らせることが国民の知る権利を保障することだ」と主張した。さらに土肥校長は「連帯を求めて孤立を恐れず」という言葉を引き、「私は確かに校長会、

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	都教委の１人としては孤立している。しかし、それ以上に多くの方が支援してくださったのに感謝している」と述べた。一方、都教委の担当者は一般論として「業績評価の分布は公表しておらず、外部に漏らすのは不適切だ。評価が上位に偏るのが課題という意識は持っているが、画一的な指導はしていない」と話している。		委員会を開き、教員汚職事件に伴い2008年度試験で点数の改ざんによって不正に合格したとされた21人のうち、６人の採用取り消しを正式決定した。一連の調査はこれで終わるが、身分を失う教員らは「なぜ自分たちだけ」と、07年度以前の不正採用者が責任追及されないことに不満を示す。幕引きを急ぐ県教委に対し、識者からは「調査が不十分で信用回復にならない」との指摘が出ている。県教委は７日、08年度不正採用者について、14人が提出していた退職届も受理。８月に辞めた１人を含め退職は15人になった。調査では、点数を操作したとされる元県教委義務教育課参事・江藤勝由被告（収賄罪で公判中）のパソコンのデータを分析して不正合格者を特定。８月末に採用取り消しを通知すると同時に、教諭の職歴や共済年金が残る自主退職を選択肢として示した。救済措置として希望者を臨時講師として雇用することも伝えた。取り消し者の５人、自主退職者の８人が、臨時講師として勤務を継続するという。調査では、07年度の試験でも同様の不正採用が確認されたが、パソコンデータの復元が完全にできず、不正合格者が特定できないとして、08年度採用者だけの措置にとどめた。08年度試験で、不正のあおりで不合格となった21人について、希望者を10月１日以降に採用する。07年度の不合格者についても、特別試験を行い、合格者を09年４月１日付で採用する。
2008/9/5	**読売新聞** **「全国学力テスト」結果分析で省内に専門組織…文科省方針** 鈴木文部科学相は５日の閣議後の記者会見で、先月公表された全国学力・学習状況調査について、得られたデータを総合的に分析する専門組織を文科省内に設置する方針を明らかにした。８日にも発足させ、好成績をおさめた自治体や学校の取り組みに関する詳細なデータ分析に、国として初めて乗り出す。文科省はこれまで、大学教授などに依頼して全国規模の結果分析は行っていたが、自治体や学校ごとの分析については、都道府県や市町村、各学校に任せていた。しかし、２回目となった今年度は、地域間の学力差が固定化している実態が明らかになる一方、成績が大きく向上した学校があったことも判明。このため、２年連続でトップクラスとなった自治体や学力が向上した学校の教育内容と、結果の因果関係を国としても詳細に分析するよう求める声が相次いでいた。		
2008/9/7	**読売新聞** **「不正合格者」６人の採用取り消しを正式決定…大分県教委** 大分県教委は７日、臨時教育		

DATE	DOCUMENT
2008/9/9	**朝日新聞** **教育への公的支出、日本最下位** **家計に頼る構図鮮明** 経済協力開発機構（OECD）は９日、加盟30カ国の教育に関するデータをまとめた08年版「図表で見る教育」を発表した。05年現在の調査結果で、国や地方自治体の予算から教育機関に出される日本の公的支出の割合は国内総生産（GDP）比3.4％と、データのある28カ国中最下位になった。公的支出の割合を見ると、アイスランドが7.2％でトップ、次いでデンマーク6.8％、スウェーデン6.2％と北欧の国が続いた。日本は03年の調査でも最下位だった。04年はギリシャに次いで下から２番目になったが、再び、最下位に。日本は、公立学校の教職員数減少に伴って給与額が減ったことなどで、公的支出が減った。OECDは、少子化や他の国の支出が伸びたことなども影響したとみている。また、家計などから出される私費負担の割合は、小学校入学前の就学前教育と、大学などの高等教育で、加盟国の平均を大きく上回った。私費負担も加えた教育機関への支出は、05年がGDP比4.9％となり、26カ国中20位。教育機関への支出のうち私費負担が占める割合は、初等中等教育は9.9％で平均の8.5％とほぼ同じだったが、就学前教育では55.7％（平均は19.8％）、高等教育は66.3％（同26.9％）となった。家計支出に頼る割合が他国より大きく、OECDの担当者は「教育に戦略的投資をどう確保していくかが日本の課題だ」と指摘した。公的支出をめぐっては、「教育振興基本計画」（７月に閣議決定）にGDP比5.0％まで引き上げると明記するよう文科省が求めたが、財務省などが反発。見送られた経緯がある
2008/9/10	**朝日新聞** **食事は昼夕５分「食べるの遅い」と暴力　フリースクール** 京都府京丹波町のフリースクール「丹波ナチュラルスクール」に入所する少女（14）が経営者らから暴力を受けてけがをした事件で、入所者たちが食事を１日に２回、５分ずつに制限されたうえ、夜間は半ば部屋に閉じこめられていたなどと証言していることがわかった。９日に経営者らが傷害容疑で逮捕される前に保護された複数の少女らが、児童相談所などに話していた。相談所によると、扉の外に錠があり、夜間は閉じこめられた状態だった。８月に今回の事件の被害少女（14）ら３人が逃げた後、錠は二つ増え３個になったという。 施設に電話はなく、携帯電話も持てなかった。保護者との面会にも施設の職員が同席した。入浴は冬は５日、夏は２日に１度。便所に行く時間も決められ、病気やけがをしても薬はもらえず通院もできなかった。食事は昼夕の２回のみで、昼はコンビニエンスストアの弁当やパン、夕はカップラーメンなど。食事時間は約５分に限られていた。 入所者らは「作業が遅い」「食べるのが遅い」などの理由で、傷害容疑で逮捕された江波戸（えばと）聖烈（せいれつ）容疑者（60）らからたびたび暴力を受けていた。ある少女（17）は児童相談所に「いつも特定の子が見せしめのように暴力を振るわれ、『逃げればこうなるぞ』と脅された」と語った。事件の被害少女は「反

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	抗的な態度が目立ったのか、ターゲットにされた」と話したという。同容疑者は入所者に「塾長」と呼ばせていた。また、近所の女性によると、入所者らは最近、軽トラックの荷台に乗せられ、近くの栗園で草むしりや収穫をしていた。「ロボットのように働かされていた」と話す。		い学習指導要領（12 年度から）では、中学校で情報リテラシー教育が始まることになっている。
2008/9/10	**毎日新聞** **ネットの教科書：「インターネット先進ユーザーの会」が公開 「授業で活用して」** インターネット先進ユーザーの会（MIAU）はこのほど、情報リテラシー教育用の教材「“ネット”と上手く付き合うために」(ver.1)をまとめ、MIAU のサイトで公開した。今後、さらに内容を充実させ、順次最新バージョンを公開していく予定だ。MIAU は「青少年ネット規制法」が６月に成立した後、「安易な規制よりも、青少年に対するネットリテラシー教育がまず先にあるべきだ」として、インターネットの教科書作りを進めていた。中学校など教育現場とも情報を交換しながら、インターネットユーザーならではの視点から、具体的で実際に役立つ内容をまとめたという。ver.1 は「ネットは匿名ではありません」と「メールから少し離れてみよう」で構成。「ネットは匿名ではありません」では、ネットは匿名性が高いものの実際には個人を特定できることを教えており、「メールから少し離れてみよう」では、メール依存の子どもが多いことを受け「携帯メールやり過ぎ度チェック」を掲載。自分の姿を一度客観的にとらえられるようことで依存度を下げていけるよう指導してほしいとしている。新し		

映画紹介

「いのちの作法」

－沢内「生命行政」を継ぐ者たち－

監督／小池征人　制作総指揮／武重邦夫　企画・プロデューサー／都鳥拓也・都鳥伸也

〈内容〉

昭和 30 年代に、日本初の老人医療費無料化や乳幼児死亡率ゼロを達成したことで名高い岩手県旧沢内村（現西和賀町）。豪雪・貧困・多病多死という三重苦に苦しんでいた村は、「住民の生命を守るために、私の命をかけよう！」と宣言した当時の深沢晟雄村長に、村民が呼応して人間の生命を守る地域づくりに取り組んだ結果、日本一の保健の村になりました。そして、いのちを大切にするという「生命尊重の理念」は、今も西和賀町民の心に深く刻まれています。

この作品には、『老人』『障害者』『虐待を受けた子どもたち』の生命に向き合う人々の姿が記録されています。小さな地域で人間の尊厳を大切にしながら生きる人々の姿は、限りない『優しさ』を教えてくれます。

『生きる勇気』を私たちに与えてくれます。

2008 年秋ロードショー
東京・神奈川・横浜・埼玉・名古屋・大阪にて順次公開
自主上映も募集中
詳しくは→ http://inochi-film.main.jp

子どもの人権連でバッヂを作りました!

子どもの権利条約は 1994 年に日本で批准発効しましたが、国内法の整備も充分でなく、子どもたちをめぐる状況には多くの解決しなければならない課題があります。学校や地域で子どもの権利条約を具現化し、ともに生き、ともに学ぶ社会をつくることが必要です。

そこで、子どもの人権連では、上のようなバッジを作成しました。デザインには、子ども虐待防止キャンペーンのオレンジリボンを入れ込んであります。

このバッジを見て子どもの権利条約そのものに関心を持ってもらい、子どもたち一人ひとりが大切にされる社会に少しでも近づくことができるように、子どもの人権連は、これからもとりくみつづけます。

バッヂを活用していただける場合、下記宛に必要数と送り先をお知らせください。

子どもの人権連事務局
〒 101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2　日本教育会館 6F
TEL・FAX　03-3265-2197　　Email　kodomo@jtu-net.or.jp

第16回

子どもの権利条約フォーラム

11月23日・24日 2008 in みえ

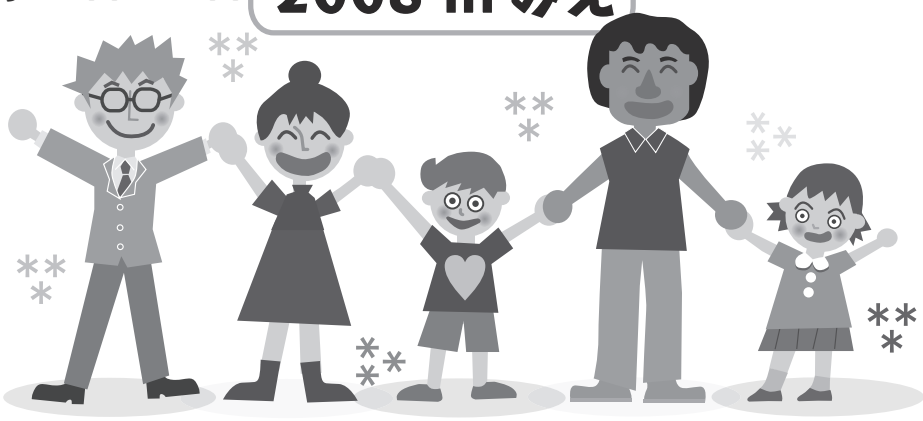

つながろう　大切なわたし　大切なあなた

【フォーラムの趣旨・目的】

❶子どもの権利条約に関連した実践の交流
❷子どもの同士、子どもとおとなの交流、パートナーシップ関係づくり
❸行政との建設的な対話
❹子どもの権利実現についての市民レベルでの検証
❺子どもの権利条約の普及、広報

【三重県開催のテーマ】

1 人権意識を深める機会に
2 子どもの権利条例づくり
3 子どもの参画

■プログラム（11月23日13:00 ～ 24日16:00）

11月23日(日)

12:00～	受付（三重県庁講堂）
13:00～14:30	オープニング全体会（三重県庁講堂） 開会挨拶他 バンド演奏（三重にフリースクールを作る会） 「みんなで知ろう!子どもの権利条約」（喜多明人）
15:00～17:00	子どもサミット（三重県庁講堂）
18:00～20:00	交流会（アスト津3F 交流スペース） ※別途参加申し込みが必要です。

11月24日(振休)

9:00～	受　付（アスト津・各会場）
9:30～14:30	分科会（アスト津・各会場）
12:30～14:30	里親子シンポジウム （同時開催　アスト津 4F アストホール）
15:00～16:00	エンディング全体会（アスト津 4F アストホール）

■会場 ●三重県庁講堂 ●津市 アスト津

（みえ県民ボランティアセンター、アストプラザ）

■参加費：

18歳未満　無 料
18歳以上　2000円

※分科会によって別途参加費が必要です。

主催：第16回子どもの権利条約2008 in みえ実行委員会　　共催：津市　　呼びかけ団体：子どもの権利条約ネットワーク

後援：三重県、三重県教育委員会、津市教育委員会、桑名市、桑名市教育委員会、いなべ市、いなべ市教育委員会、東員町、東員町教育委員会、木曽岬町、木曽岬町教育委員会、朝日町、朝日町教育委員会、川越町、川越町教育委員会、四日市市、四日市市教育委員会、菰野町、菰野町教育委員会、鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会、亀山市、亀山市教育委員会、伊賀市、伊賀市教育委員会、名張市、名張市教育委員会、松阪市、松阪市教育委員会、多気町、多気町教育委員会、大台町、大台町教育委員会、明和町、明和町教育委員会、伊勢市、伊勢市教育委員会、鳥羽市、鳥羽市教育委員会、志摩市、志摩市教育委員会、南伊勢町、南伊勢町教育委員会、度会町、度会町教育委員会、玉城町、玉城町教育委員会、大紀町、大紀町教育委員会、紀北町、紀北町教育委員会、尾鷲市、尾鷲市教育委員会、熊野市、熊野市教育委員会、御浜町、御浜町教育委員会、紀宝町、紀宝町教育委員会

※但し後援申請中のものを含みます

■全体会

11月23日（日） 13:00～14:30 オープニング全体会（三重県庁講堂）

●開会挨拶他
●バンド演奏（三重にフリースクールを作る会）フリースクール三重シューレのユースたちがオープニングを飾ります。
●「みんなで知ろう！子どもの権利条約」（子どもの権利条約ネットワーク代表　喜多明人）

※交流会（18:00～20:00アスト津3F交流スペース）は、オレンジリボンコンテスト他、全国から集まった方々と楽しく交流します。国際色豊かな料理でおもてなし致します。

11月24日（振休） 15:00～16:00 エンディング全体会（アスト津 4F アストホール）

●各分科会や子どもの発信、フォーラムでの到達点をご報告致します。

■分科会・コーナー・同時開催

●11 月 23 日（日）プログラム　会場：県庁講堂・アスト津

分科会名	対象・定員	参加費	担当団体・グループ	時間	会場
①子どもサミット	小学生以上 400 名	無　料	「チャイルドライン 24」実施組織	15:00～17:00	三重県庁講堂
②交流会	子ども・大人 200 名	18 歳未満 ¥1,000 18 歳以上 ¥2,000	実行委員会	18:00～20:00	アスト津3F 交流スペース
チャイルドライン夢メッセージ展	子ども・大人	無　料	チャイルドライン支援センター・「チャイルドライン24」実施組織	17:00～21:00	アスト津 4F アストホールロビー

●11 月 24 日（振休）プログラム　会場：アスト津

分科会名	対象・定員	参加費	担当団体・グループ	時間	会場
③親なびワーク	大人　30名	無　料	三重県健康福祉部こども局こども未来室	9:30～11:30	アスト津 5F 研修室 B
④子どもに寄り添うおとなのための講座	18 歳以上 30名	500 円	実行委員会	12:30～14:30	
⑤バリアフリークッキング・カフェ	10 歳以上 30名	500 円	Flower&L.U.I.　international	10:30～13:30	アスト津 5F 食工房
⑥親と子が共に自立する保育の場プレイセンター	大人 20名 子ども 30名	500 円 500 円	NPO 法人体験ひろば☆こどもスペース四日市	9:30～14:30	アスト津 5F ギャラリー 2
⑦エンパワメント・ワークショップ			実行委員会エンパワメントグループ	9:30～14:30	アスト津 4F 会議室 1
A 小学生による小学生のためのほめ合うワークショプ	小学生 15名	300 円	子育ち広場.∴ドロップ in	9:30～11:00	
B-1 気持ちを表現するワークショップ B-2 ユースが受ける大人の相談コーナー ～子どもの気持ち・大人の気持ち～	1. 小学生以上の子ども 10名 2. 大人 10名	無　料	（特）くわな子どもネット	11:00～12:30	
C 一緒に話そう大切なわたし大切なあなた（ユース企画）	中学生 ～高校生 20名	無　料	（特）松阪子ども NPO センター	13:00～14:30	
⑧子どもの権利条約入門ワークショップ	小学生以上	無　料	子どもの権利条約ネットワーク	9:30～14:30（昼休憩あり、途中参加可）	アスト津 4F 会議室 2
⑨ワークショップ「カンボジアの子どもたちと子どもの権利条約」	小学校高学年 ～高校生 20名	無　料	国際子どもの権利センター・シーライツ大阪事務所	9:30～14:30（昼休憩あり、途中参加可）	アスト津 4F 会議室 3
⑩ユース企画「伝えようあなたの気持ち ～伝えるってむずかしいよね～」	小学生以上	無　料	（特）津子ども NPO センター	9:30～14:30	アスト津 4F 研修室 A
⑪「親が変わる・教師が変わる・それが出発点」	大人　各 30名	無　料	アドラー心理学学習グループ	A 9:30～11:30 B12:30～14:30	アスト津 4F 和室
⑫子どもの権利条例づくりを展望して	18歳以上 200名	無　料	実行委員会	9:30～11:30	アスト津 4F アストホール
チャイルドライン夢メッセージ展	子ども・大人	無　料	チャイルドライン支援センター・「チャイルドライン24」実施組織	9:30～14:30	アスト津 4F アストホールロビー
⑬子どもの広場	子ども	実　費	実行委員会子どもの参加・参画グループ	9:30～14:30	アスト津 3F イベント情報コーナー 5F 研修室 C
⑭語り合おう子どもの本音・親の本音	語る人:大人・子ども各 20名 見る人:大人・子ども各 30名	無　料	実行委員会子育ち支援グループ	9:30～11:30	アスト津 3F 交流スペース
子どもの声 ・子どもリレーメッセージノート ・こどもの森をつくろう・何でもメール	子ども・大人	無　料	実行委員会声グループ	9:30～16:30	
オレンジリボンツリー（コンテスト）	子ども・大人	無　料	（特）三重県子ども NPO サポートセンター	9:30～16:30	
団体ブース	子ども・大人	無　料	実行委員会	9:30～16:30	
同時開催企画「里親子シンポジウム」	一般 250名	無　料	主催：三重県（整理券あり）	12:30～14:30	アスト津 4F アストホール

■参加申し込み方法

はがき・FAX・メールのいずれかの方法で、氏名・年齢・電話番号（携帯番号）・参加希望分科会・交流会参加予定をご記入の上、下記の事務局までお送りください。（定員のある分科会は定員に達した場合、他の分科会をお選びいただくことになります。）

＊参加申し込み締め切り：2008 年 11 月 10 日
＊参加費は 2 日間有効・分科会によって別途参加費が必要です。交流会も別途参加費、申し込みが必要です。
＊託児あります。ご希望の方は参加申し込みの際に、お子さんの名前・年齢を明記してお申し込みください。
　料金はお一人 3500 円～1500 円／3 時間（お預かりするお子さんの人数により異なります・当日お支払いください。）

◆郵便振替番号　００８１０－９－７０９４４　　名 義　子どもの権利条約フォーラムみえ実行委員会

■問い合わせ・お申し込み先

第 16 回子どもの権利条約フォーラム 2008in みえ実行委員会　事務局
「チャイルドライン 24」実施組織　〒514-0125 津市大里窪田町 2709-1
TEL&FAX　059-211-0024　　E-mail:jisshi@childline24.net

詳しくはホームページをご覧下さい。　http://kodomo-kenri-2008mie.net

一人ひとりを大切にする教育を

07人権教育指針ブックレット第Ⅰ集

人権教育の現状と課題、国際人権条約の視点をふまえ、教職員が日々の教育活動を検証し、人権諸課題にアプローチするための具体的な指標として、2007年8月に改訂された日教組人権教育指針。この指針を、学校現場における日々の教育実践に活かし、人権教育の充実・推進を図るためにまとめられた1冊。

◆日本教職員組合07人権教育指針ブックレット編集委員会編
◆定価（本体700円＋税）
◆A5判96頁
◆ISBN978−4−901927−65−9

Ⅰ 人権教育をめぐる状況と課題
Ⅱ 人権教育指針
Ⅲ 人権教育指針を教育実践に活かすために
Ⅳ 人権教育に関わる諸課題

●ご注文はお近くの書店か小社へ

株式会社アドバンテージサーバー
ADVANTAGE SERVER Co.,Ltd. 教育関連メディア、教育情報のトータルプランニング

〒101-0003　東京都千代田区一ツ橋2-6-2　日本教育会館
TEL 03-5210-9171　FAX 03-5210-9173　郵便振替 00170-0-604387
URL http://www.adosava.co.jp

●いんふぉめーしょん/子どもの人権連 No.116 /2008年10月号 2008年10月31日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行＆編集人　子どもの人権連事務局
◆事務局　〒101-0003　東京都千代田区一ツ橋２の６の２　日本教育会館6F
TEL・FAX 03（3265）2197　e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:http://www.jinken-kodomo.net/
郵便振替／00180-8-18438（子どもの人権連）
年会費＝個人（１口）5,000円、団体（１口）10,000円